



区画整理だより

向洋駅周辺
まちづくり事務所発行
ご意見・ご質問を
お寄せください
電話 286-3123

第9号 平成14年4月

うららかな陽春の季節となりました。皆様におかれましては、新年度も始まり何かとお忙しいことと存じます。

去る3月27日(水)・28日(木)の2日間にわたり、施行主体の広島県により広島市東部地区連続立体交差事業の事業説明会が開催され、いよいよ事業に着手されることとなりました。

府中町もつづいて、南の玄関口にふさわしいまちづくりを目指し平成14年4月10日(水)・11日(木)午後7時から府中南公民館で向洋駅周辺土地区画整理事業の事業計画について説明会を開催します。ぜひご出席ください。

説明会での主な事項

事業計画

施行条例の主な内容

事業の流れ

縦覧について

向洋駅周辺土地区画整理事業の事業計画について説明会を開催します。

平成14年4月19日(金)から5月2日(木)まで事業計画の縦覧を向洋駅周辺まちづくり事務所で行います。

(土・日・祝日も縦覧します。時間午前8時30分から午後5時15分)

平成14年4月19日(金)から5月16日(木)までの間に、広島県知事あて
(〒730-8511
広島市中区基町10番52号 都市整備室)に意見書を提出することができます。

提出者の住所・氏名・意見を記入し提出してください。

都市計画において定められた事項については、意見書を提出することができません。

*都市計画において定められた事項とは、種類・名称・施行区域・面積・公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項です。

説明会後は、

事業計画にご意見のある方は

意見書には、